

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 六〇三

告 示

○指定猟法禁止区域を指定する件 六〇三
○鳥獣保護区の存続期間を更新する件三件 六〇三
○特定猟具使用禁止区域を指定する件三件 六〇三
○道路の区域を変更する件二件 六〇六
○道路の供用を開始する件 六〇九

公 告

○県営土地改良事業の工事が完了した件 六〇九
○落札者を決定した件 六〇〇
○一般競争入札を行う件 六〇〇
○福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 六〇二
○福島県選挙管理委員会 不在者投票のできる施設として指定した件 六〇三

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

福島県規則第七十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

福島県知事 内 堀 雅 雄

規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二会津商工信用組合の項中「、中央通り支店」を削る。
別表第三中二十七の項を二十八の項とし、二十二の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、二十一の項の次に次のように加える。
二十二 会津商工信用組合

附 則

この規則中別表第三の改正規定は平成三十年十一月一日から、別表第二の改正規定は同月五日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第八百一十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定猟法の種類
鉛製散弾を使用する猟法
- 二 名称及び区域

| 名 称 | 区 域 |
|-----------------|--------------------|
| 牡丹池・松房池指定猟法禁止区域 | 別紙区域図のとおり（西白河郡矢吹町） |

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第八百一十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成三十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年十月三十日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

| 名 称 | 区 域 |
|--------------|---------------------|
| 阿津賀志山鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり（伊達郡国見町） |
| 古屋館鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり（伊達市） |
| 鶴ヶ城鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり（会津若松市） |
| 白鳳山鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり（大沼郡会津美里町） |
| 愛谷鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり（いわき市） |
| 二十一世紀の森鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり（いわき市） |

二 存続期間

平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 阿津賀志山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

阿津賀志山鳥獣保護区は、伊達郡国見町の北端にある小丘で、針葉樹・広葉樹が植栽され、自然景観も良く、歴史的にも阿津賀志山が舞台となった文治五年（一一八九年）の奥州合戦跡としても知られている。キジを始めとした鳥類やニホンカモシカ等の獣類等多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、住民が身近に鳥獣に親しく接することができる場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 古屋館鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、伊達市のおおよそ中央部に位置する霊山神社を中心とした地域である。神社にはモミジを主とした境内林が形成されており、モズやホオジロなどの里山林に多く見られる野鳥が生息している。また、多くの観光客が訪れるため、今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、住民が身近に鳥獣に親しく接することができる場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 鶴ヶ城鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

鶴ヶ城鳥獣保護区は、会津若松市中心部に位置する若松城跡の周辺に残された樹林帯及び水辺（濠）であり、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び環境教育の場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 白鳳山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

白鳳山鳥獣保護区は、大沼郡会津美里町本郷地区東部の市街地に隣接した樹林帯であり、多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び環境教育の場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場として活用を図る。

5 愛谷鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、いわき市平中平窪と平赤井の両地域の間位置し、二級河川夏井川と同河川敷を中心に設定している。また当該区域は、昭和五十四年頃からコハクチョウの飛来地点となっており、カモ類も多く飛来している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であることが認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものがある。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。

6 二十一世紀の森鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、いわき市のほぼ中心地に位置し、豊かな自然環境に恵まれ多様な野生鳥獣が生息している。そのため、野生鳥獣の保護繁殖に適している。また「二十一世紀の森公園」が区域内に含まれており、地域住民が自然や野生鳥獣とふれあう環境が整っている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないように留意する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第八百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成三十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

一 名称及び区域

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 名 称 | 区 域 |
|-----------|--------------------|
| 平田鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり(石川郡平田村) |
| 片曾根山鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり(田村市) |
| 八溝山鳥獣保護区 | 別紙区域図のとおり(東白川郡矢祭町) |

二 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 平田鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

平田鳥獣保護区は、石川郡平田村内の一般国道四十九号沿線の山間地に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域で、キジ、キツネなどを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、静ひつな鳥獣の生息環境を保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図ることができるよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

違法な捕獲や鳥獣の安定的な生息に著しく影響が及ぶことのないよう、鳥獣保護管理員と連携しながら、定期的に巡視を実施する。

2 片曾根山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

片曾根山鳥獣保護区は、田村市船引町の中央部に位置する片曾根山を中心とした地域であり、落葉広葉樹や針葉樹など林相の変化に富み、ヤマドリ・キジなどを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、静ひつな鳥獣の生息環境を保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図ることができるよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

違法な捕獲や鳥獣の安定的な生息に著しく影響の及ぶことのないよう、鳥獣保護管理員と連携しながら、定期的に巡視を実施する。

3 八溝山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

八溝山鳥獣保護区は、福島県、栃木県及び茨城県の県境にある八溝山の東側斜面に位置し、太平洋型ブナ林を含むアカシデ・ケヤキ等の広葉樹の天然林を有し、今も原生的な要素を残している地域であり、阿武隈山系にはほとんど生息していないヤマネ、モモンガ等の鳥獣が多数生息している。

このため、当該地域に生息する豊富な鳥獣の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第八百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成三十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

| 名 | 称 | 区 | 域 |
|---------|---|-------------------|---|
| 大六鳥獣保護区 | | 別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町） | |

二 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当保護区内の大六公園は、緑豊かな公共施設となっており、多くの野鳥が生息している。また、保護区中央部に位置する大六溜池には冬になると多くの渡り鳥が飛来し町民が野鳥に親しむ憩いの場となっている。

このため、当該地域に生息する豊富な鳥獣の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

3 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第八百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

| 名 | 称 | 区 | 域 |
|-----------------------|---|--------------------|---|
| 郡山市西部第二工業団地特定猟具使用禁止区域 | | 別紙区域図のとおり（郡山市） | |
| 北高倉特定猟具使用禁止区域 | | 別紙区域図のとおり（郡山市） | |
| 石川中田特定猟具使用禁止区域 | | 別紙区域図のとおり（石川郡石川町） | |
| 川谷特定猟具使用禁止区域 | | 別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村） | |

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 鶴子山特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（白河市） |
| 沼尻特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町） |
| 松ヶ房特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（相馬市） |
| Jウィレッジ特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡広野町及び双葉郡檜葉町） |
| 上繁岡特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町） |
| 八石特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町） |
| 上井出特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町） |
| 天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町） |
| 下小埜特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町） |
| ときわ台特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（いわき市） |
| 豊間特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（いわき市） |

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第八百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器
- 二 名称及び区域

| 名 称 | 区 域 | 名 称 | 区 域 |
|--------------|----------------|-----|-----|
| 大洲特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（相馬市） | | |

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）
（自然保護課）

福島県告示第八百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器
- 二 名称及び区域

| 名 称 | 区 域 | 名 称 | 区 域 |
|--------------|-----------------|-----|-----|
| 大磯特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（南相馬市） | | |
| 原町特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（南相馬市） | | |

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 区域 | |
| 零下特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（南相馬市） |
| 鹿島特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（南相馬市） |
| 清水特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町） |
| 大倉山森林公園特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町） |
| 大沢細谷特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡双葉町） |
| 大熊中央台特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町） |
| 坂下ダム特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡富岡町） |
| 下条細谷特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町） |
| 中川原特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町） |
| 葛尾特定猟具使用禁止区域 | 別紙区域図のとおり（双葉郡葛尾村） |

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局）にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第八八八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成三十年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前の 変更後 の 別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|---|-----------------------|---|----------------------|
| 一般国道 三四九号 | 石川郡古殿町大字山上 字才木草二五九番地先 から 同 郡平田村大字北方 字檜坂二〇〇番地先ま で | 変更前 | A 八・五〇 三四・〇 | 二二、七八九・〇 |
| | | 変更後 | A 八・五〇 三四・〇 B 一〇・〇〇 九〇・〇 | 二二、七八九・〇 二二、三七〇・〇 |

（道路計画課）

福島県告示第八八九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成三十年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前の 変更後 の 別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|-----------------------|-------------------|---------------|
| 一般国道 一一二号 | 南会津郡下郷町大字豊 成字林中六〇九一番一 八地先から 同 郡南会津町田島 | 変更前 | A 七・五〇 三五・九 | 一〇、〇〇三・〇 |
| | | 変更後 | A 七・五〇 三五・九 | 一〇、〇〇三・〇 |

| | | | | |
|---|--|---------|--------------------|---------|
| 字東荒井一九番一地先 まで | 南会津郡下郷町大字豊 成字林中六〇九一番一 八地先から 同 郡南会津町田島 字東荒井一九番一地先 まで | 変更後 | A 七・五〇 三五・九〇 | 一〇、〇〇三・ |
| 南会津郡下郷町大字合 川字三斗時一四八番一 地先から 同 郡南会津町田島 字東荒井一九番一地先 まで | B 一三・六〇 一九七・四〇 | 一〇、九四六・ | | |

(道路計画課)

福島県告示第八百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|--|---------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
| 県道広野小高線 | 双葉郡大熊町大字夫沢字長者原一 一四五番一地先から 同 郡同 町大字夫沢字長者原一 一四五番一地先まで | 平成三〇年十一月一日 |

(道路計画課)

公 告

公告第二百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、

椿屋第二地区に係る復興基盤総合整備事業(ため池)の工事は、平成三十年九月二十一日完了したので公告する。

平成三十年十月三十日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第243号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける航空レーザ計測及び森林資源解析業務（委託業務番号第18-36055-0015号）の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
航空レーザ計測及び森林資源解析業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
アジア航測株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
- 5 落札金額
452,476,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年8月3日

（農林総務課）

公告第244号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年10月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（県立学校用）Ⅱ 261台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
 - (4) 納入場所 福島県立福島明成高等学校ほか計31か所
 - (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成30年8月21日（火）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年11月26日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年11月26日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年10月30日(火)から同年11月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年11月8日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年11月8日(木)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年12月12日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日(火)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural High School) II 261units

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 12 December 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 11 December 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立ふたば未来学園高等学校物品移設・再設置業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年10月30日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立ふたば未来学園高等学校物品移設・再設置業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
72,738,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年8月10日

（財 務 課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年十月十八日次のとおり指定した。

平成三十年十月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

| 施設の名 称 | 施設の所在地 |
|-----------------|-------------|
| シニアレジデンス福島キャッスル | 福島市早稲町八番二二号 |